単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	財政課	統一的な基準に よる財務書類作 成等支援業務委 託	令和5年7 月10日	5,555,550	株式会社パブリック・マネ ジメント・コンサルティング	東京都品川区上大崎3丁 目1番1号 目黒セントラ ルスクエア15階	第167条の2 第1項第2号		特命随意 契約
2	財政課	議会答弁支援システム及び公共 事業報告システム構築作業委託 契約	令和5年7 月25日	3,410,000	株式会社コンピュータ沖 縄	沖縄県浦添市伊祖4-8-2 サンライズビル1F	第167条の2 第1項第2号	当該システムは、平成29年度に株式会社コンピュータ沖縄によって、設計・構築され、また、令和3年度に同社により機能改修されている。そのため、構築内容等の情報を知り得ない設計・構築事業者以外の者がシステム移行、環境構築、動作検証業務を行うことは困難である。 また、株式会社コンピュータ沖縄以外の者が、システム移行等作業を行う場合、障害発生時等において、責任の所在が不明瞭となり、運用に著しい支障が生じる恐れがある。以上のことから、当該法人を相手方とした特命随意契約を締結した。	特命随意 契約

単位:円

									中四.1 1
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
3	税務課	令和5年7月税 制改正に係る 沖縄県税務事 務トータルシステムの様式で 更対応に半う 改修委託業務	令和5年9 月7日	1,694,000	株式会社オーシーシー	沖縄県浦添市沢岻2丁目 17番1号	第167条の2 第1項第6号	基幹システムは、NEC-OCCコンソーシアムによって開発委託され、平成22年4月から本格稼働しており、(株)OCCは、基幹システム開発の構成員であるため、全ての税務業務を構成するプログラムについて、熟知・把握している。 仮に基幹システム開発業者以外の者に発注した場合、システム障害が発生した場合の責任の所在が不明確になること及び障害が発生した場合の迅速な対応が困難になることが想定される。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、株式会社OCCと随意契約を行う。	特命随意 契約
4	税務課		令和5年 9月29日	3,580,000	沖縄広告株式会社	沖縄県那覇市天久2丁目 7番7号			特命随意 契約
5	那覇県税 事務所	軽油調査の分 析機器のリー ス契約	令和5年7 月27日	7,728,600	オリックス・レンテック(株)	東京都品川区北品川5丁 目5番15号大崎ブライト コア	第167条の 2第1項第8号	一般競争入札において、県ホームページに 掲載し広告を行ったが応札者がなく、地方自治 法の規定を踏まえた上で前回契約を締結して いた法人を選定した。	長期継続契約

単位·円

									単位∶円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	 契約の相手方の名称 	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
6	管財課	PFOS等含有泡 消火剤水溶液 処分業務委託	令和5年 9月26日	3,300,000	琉球セメント株式会社	浦添市西洲2丁目2番2 号	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第5号	令和5年6月18日、本庁舎の泡消火設備の 誤作動でPFOS等を含んだ泡消火剤が本庁舎 湧水槽に漏出し、その後一部が公共水域に漏 出したことが同年9月12日に判明した。 降雨の際にはPFOS等を含んだ泡消火剤が さらに公共水域へ漏出する懸念があり、大至 急湧水槽内の泡消火剤を回収、洗浄する必要 があった。 産業廃棄物の収集運搬の契約は、廃棄物処 理法上、処分の契約と同時に締結する必要があり、洗浄・回収同様早急に行う必要があった。 よってPFOS等を含んだ泡消火剤の処理に実 績があり、迅速に対応可能な業者を選定する 必要があったところ、直近(令和5年7月)の類 似事案に対応し、かつPFOS含有水溶液を県 内で唯一処理できる左の社と随意契約することとした。	
7	管財課	PFOS等含有泡 消火剤付着固 形物収集運搬・ 処分業務委託	令和5年	7,036,700	丸萬商事株式会社 (光和精鉱株式会社)	大阪府松原市三宅西1丁 目345番地7	施行令第167	令和5年6月18日、本庁舎の泡消火設備の誤作動でPFOS等を含んだ泡消火剤が本庁舎湧水槽に漏出し、その後一部が公共水域に漏出したことが同年9月12日に判明した。降雨の際にはPFOS等を含んだ泡消火剤がさらに公共水域へ漏出する懸念があるため、大至急湧水槽内の泡消火剤を回収、槽の洗浄をする必要があった。産業廃棄物の収集運搬の契約は、廃棄物処理法上、処分の契約と同時に締結する必要があり、洗浄・回収同様早急に行う必要があった。よってPFOS等を含んだ泡消火剤の処理に実績があり、迅速に対応可能な業者を選定する必要があるため、直近(令和5年7月)で類似事案の対応を行った株式会社丸萬商事(県への運搬)、及び光和精鉱株式会社(処分)と随意契約することとした。	

単位·円

										単位:円
١	No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
	8	管財課	泡消火剤等回 収及び湧水槽 等洗浄業務	令和5年 9月26日	7,425,000	沖縄クリーン工業株式会社	那覇市久茂地3丁目16番 8号	施行令第167	令和5年6月18日、本庁舎の泡消火設備の誤作動でPFOS等を含んだ泡消火剤が本庁舎湧水槽に漏出し、その後一部が公共水域に漏出したことが同年9月12日に判明した。降雨の際にはPFOS等を含んだ泡消火剤がさらに公共水域へ漏出する懸念があり、至急湧水槽内の泡消火剤等を回収、槽内を洗浄する必要があった。そのため、PFOS等を含んだ泡消火剤の処理に実績があり、迅速に対応可能な業者を選定する必要があったところ、業者にヒアリングした結果、直近(令和5年7月)で類似事案に対応した実績があり、早急に作業が可能である左の社と随意契約した。	特命随意 契約
	9	管財課	本庁舎湧水 槽等泡消火剤 等(PFOS等含 有)収集・運搬 業務	令和5年 9月26日	2,871,000	沖縄クリーン工業株式会社	那覇市久茂地3丁目16番 8号	地方自治法	令和5年6月18日、本庁舎の泡消火設備の誤作動でPFOS等を含んだ泡消火剤が本庁舎湧水槽に漏出し、その後一部が公共水域に漏出したことが同年9月12日に判明した。降雨の際にはPFOS等を含んだ泡消火剤がさらに公共水域へ漏出する懸念があり、大産業廃棄物処理法に則り適正に処分するために入び、農外の最終処分業者(汚水処理)への運搬、入の収集運搬を担う別事業者に引き渡すための収集運搬を担う別事業者に引き渡すための収集運搬を担う別事業者に引き渡すためのもまする必要があった。よって、PFOS等を含んだ泡消火剤の処理に実績があり、迅速に対応可能な業者を選定する必要があったところ、業者にヒアリングした結果、直近(令和5年7月)で類似事案に対応した実績があり、早急に作業が可能である左の社と随意契約することとした。	特命随意 契約